

平成25年5月23日

各 位

会 社 名	シチズンホールディングス株式会社
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 戸 倉 敏 夫 (コード番号 7762 東証第1部)
問合せ先	取締役経営企画部担当 梶 田 茂 (TEL. 042-468-4934)

### 当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新について

当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として平成19年5月14日開催の取締役会において導入し、同年6月26日開催の第122期定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けました、当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針の有効期間が満了することに伴い、当社は、平成22年5月11日開催の取締役会において、これを一部変更したうえで更新すること（以下、かかる変更後の方針を「旧方針」という。）を決定し、同年6月25日開催の第125期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けました。

このたび、平成25年6月27日開催予定の第128期定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）の終結の時をもって、旧方針の有効期間が満了することから、旧方針発効後の法改正、金融環境の変化、買収防衛策を巡る司法判断、議論の状況等を勘案し、旧方針の更新の可否、変更の要否等について慎重に検討した結果、平成25年5月23日開催の取締役会において、社外取締役2名を含む当社取締役全員の賛成により、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を下記Ⅰ. のとおり改めて決議するとともに、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、旧方針を一部変更したうえで、下記Ⅲ. のとおり更新することを決定しました（以下、かかる変更後の方針を「本方針」という。）のでお知らせいたします。

社外監査役2名を含む当社監査役3名はいずれも、かかる更新に同意しております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。また、平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況は別紙1記載のとおりです。

旧方針から変更した主な内容は次のとおりです。

- (1) 当社取締役会の独立委員会に対する回答期間の上限を60日間に限定しました。
- (2) 当初の独立委員会評価期間を60日間に限定しました。

## **I. 本基本方針の内容**

当社グループはその名のとおり、世界の市民「CITIZEN」によりよい製品・サービスを提供することを使命とし、“For the citizen－市民に愛され市民に貢献する－”という企業理念のもと、「市民に愛され親しまれるモノづくり」を通じて世界の人々の暮らしに貢献することによって、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、このような当社グループの企業理念や事業特性を理解したうえで、グループ経営戦略を中長期的視点に立って着実に実行し、当社が今後も持続的に企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを可能とする者でなければならないと考えております。

当社は、当社に対して大規模買付行為が行われた場合においても、これに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきであると考えており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、現時点における法制度、金融環境を前提とした場合、その目的・手法等から見て、真摯に合理的な経営を目指すものではなく、会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の株主や取締役会が買付けの条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、例外的に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えており、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えております。

## **II. 本基本方針の実現に資する特別な取組み**

当社は、多数の株主の皆様へ、当社の企業価値をご理解いただいたうえで長期的に当社の株式を保有していただくために、様々な施策を実施してまいりました。

例えば、平成22年3月に策定した平成25年3月期を最終年度とする中期経営方針では、グループビジョンとしての目指す姿を「小型精密技術とたしかな品質を起点として、新たな価値を創造し、着実な成長を続ける企業グループ」として、次のような施策を行ってまいりました。

- ・ 当社グループの中核事業である時計事業の強化策として、スイスの老舗時計メーカーであるProthor Holding S.A.を買収。
- ・ 工作機械事業における更なるシナジー効果の発揮を目的としたシチズンマシナリー株式会社と株式会社ミヤノの合併。
- ・ デバイス事業の利益安定化のため、当社グループのLED事業を行うシチズン電子株式会社と日亜化学工業株式会社との資本・業務提携を実施。更に不採算事業であるHDD用ガラスサブストレート事業からの撤退。

また、平成25年2月には、平成31年3月期を最終年度とする中期経営計画「シチズングローバルプラン2018」（以下「本中期経営計画」という。）を策定しました。

本中期経営計画におけるスローガンを「真のグローバル企業を目指して ～スピードと活力の溢れる企業グループへ～」と定め、以下の2項目を基本的な経営方針として、グローバルな市場において求められる「価値」を継続して提供できる「真のグローバル企業」を目指してまいります。

1. 時計事業及び時計製造で培われた強みを生かせる領域、すなわち工作機械事業及び金属加工技術を生かした小型精密部品事業にフォーカスし、カテゴリトップクラスのグローバル競争力を持つ事業の集合体を目指します。
2. 中国・アジア新興国を戦略市場と位置付け、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速します。

本中期経営計画では、当初の3年間（平成26～28年3月期）に徹底した構造改革と体質の強化を行い、次の3年間（平成29～31年3月期）でコスト構造改革により捻出した資金を積極的に成長投資に振り向けることで業績の拡大を図り、平成31年3月期のありたい姿である「世界で勝ち抜く真のグローバル企業」を目指してまいります。

まず、当初の3年間（平成26～28年3月期）では、当社が抱える経営課題を克服すべく、以下の5項目に重点的に取り組んでまいります。

1. 徹底したコスト構造改革  
各事業会社は、必要により人員、会社数、拠点数などの適正化を図り、中期の早い段階で筋肉質な経営体質の構築を図る。
2. 事業ポートフォリオの明確化
  - ① 時計事業  
「グループ成長の核」とし、グループの経営資源を集中する。
  - ② 工作機械事業  
時計事業に次ぐ「第2の柱」へと育成する。
  - ③ 小型精密部品事業  
当社グループが持つ金属加工技術の強みを生かし、次なる成長事業へ育成する。
  - ④ デバイス事業、電子機器事業及びその他の事業  
売上拡大より、利益の向上による経営の安定を優先する。
3. 製造力の強化  
以下の視点を含む現状の点検と見直しを行い、製造力の強化に取り組む。
  - ① 自前生産主義から脱却し、自社のコアコンピタンスを見極めた上で外部調達との適切なバランスを図る。
  - ② 国内生産（付加価値の創造）と海外生産（コストの追求）の役割分担に応じたグローバル生産体制の最適化を促進する。
  - ③ 中国一極集中によるリスクを回避する。

#### 4. 人の生産性改善と人材力強化

- ① 人・組織の活性化を目的に、役割と成果に応じた報酬体系へと移行する。
- ② 中長期的にグループを支える人材を育成する。
- ③ グローバルに活躍できる人材を育成する。
- ④ 多層化した組織や重複業務等を見直し、人の生産性の改善を推し進める。

#### 5. 拡大するアジア新興国市場への積極的なマーケティング対応

特に時計事業において、マーケティングへの積極投資による売上拡大を遂げた中国での成長スキームを周辺アジアに移植し、中国・アジアでの成長を加速させ、シチズンの世界的なブランドプレゼンスの底上げを図る。

これら一連の施策を実行していくために必要な費用として、当期に特別損失236億3百万円を計上いたしました。

本中期経営計画における事業別の戦略としましては、

##### 1. 時計事業

「製品からブランドへ」のスローガンのもとにブランド・マーケティングを強化してまいります。特に中国・アジア新興国を戦略的拡販市場と位置づけ、積極的に投資を行い、高利益率体質を実現してまいります。また、流通チャンネルへの影響力を最大化し、既存の販売領域を保全・拡大するとともに、シチズンブランドの販売拡大に資する目的でマルチブランド戦略も併せて推進することにより、時計事業全体の売上拡大を図ってまいります。

##### 2. 工作機械事業

時計部品の製造で培われた小型化技術及び高剛性技術に基づき最先端のソリューションを顧客に提供する「新・モノづくり企業」のポジションを確立することで自動盤トップシェアの地位を確固たるものとしてまいります。

##### 3. デバイス事業

- ① 小型精密部品事業は当社グループの強みである金属部品や脆性材の加工技術を生かし、グローバルニッチ市場での拡大を目指します。
- ② その他のデバイス製品事業については売上拡大よりも利益の安定を優先してまいります。特に、LED製品については、当社グループ独自の強みである小型化、薄型化等を追求しつつ、資本・業務提携を通じて利益の安定・拡大を目指します。

##### 4. 電子機器事業

高品質・高信頼性の業務用プリンターとフォトプリンターを事業の核とし、グローバルニッチ市場を中心とした事業展開を図り、安定的な利益の創出を目指します。

以上の取組み・戦略を推進することで、売上拡大と効率化を同時に進め、利益成長を加速させてまいります。

### Ⅲ. 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本方針）

#### 1. 大規模買付ルール

当社取締役会は、特定株主グループ<sup>1</sup>の議決権割合<sup>2</sup>を20%以上とすることを目的とする当社株券等<sup>3</sup>の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、このような買付行為又はこれに類似する行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者又は大規模買付行為を提案する者を「大規模買付者」という。）は、以下に定めるルール（以下「大規模買付ルール」という。）に従って行われることが、当社の企業価値・株主共同の利益に合致するものと考えます。大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。なお、当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者の中から選任します。独立委員会は、大規模買付ルールに定める事項その他当社取締役会が諮問した事項について勧告するものとし、当社取締役会は当該勧告を最大限尊重して会社法上の機関としての決議等を行うものとします。また、独立委員会は、大規模買付ルールにおいて定める事項その他当社取締役会が別途定める事項を行うこともできるものとします。独立委員会は、当社の費用で、弁護士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けることができるものとします。独立委員会に関するその他の事項については、独立委員会規則（その概要については別紙2ご参照）に定めるものとします。本方針発効時における独立委員会委員には、引き続き青木昭明氏及び鳥飼重和氏に、また新たに伊藤健二氏にご就任いただきます（各委員の氏名及び略歴については別紙3ご参照）。

大規模買付ルールの具体的内容としては、まず、大規模買付者に、当社取締役会に対し

---

<sup>1</sup> 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。以下同じ。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。以下同じ。）又は(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。）を意味します。

<sup>2</sup> 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も加算するものとする。）又は(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。）の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいう。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいう。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下同じとします。

て、当社株主の皆様のご判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）を日本語で作成された書面で提供していただきます。その一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性等を含む。）
- ③ 買付対価の算定根拠（合理的な範囲で、算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含む。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- ⑤ 買付行為後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥ 買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- ⑦ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した当社所定の書式により日本語で作成された意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、当該意向表明書を直ちに独立委員会に交付するものとし、独立委員会は、当該意向表明書の受領後、10営業日以内に、自ら又は当社取締役会を通じて、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、独立委員会が、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。

また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期間（60日間を上限とする。）を定めた上、大規模買付行為に対する意見（留保する旨の意見を含む。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を要求することがあります。

大規模買付行為の提案があった事実、当社取締役会又は独立委員会に提供された大規模買付情報及び当社取締役会から独立委員会に提供された情報・資料等は、独立委員会が当社株主の皆様のご判断のために必要であると認めた場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を、自ら又は当社取締役会を通じて開示します。

次に、独立委員会は、大規模買付情報の提供及び当社取締役会による情報・資料等の提供が完了した後、60日間を独立委員会による評価、検討、交渉、意見形成のための期間（た

だし、独立委員会はこの期間を30日間を上限として延長することができるものとし、延長された場合、当社は、独立委員会の決議の概要、延長の理由及び延長期間等について、速やかに情報開示を行う。以下「独立委員会評価期間」という。)として与えられるものとします。従って、大規模買付行為は、独立委員会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。独立委員会評価期間中、独立委員会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・分析し、独立委員会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、自ら又は当社取締役会を通じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について協議・交渉し、当社取締役会による株主の皆様への代替案の提示を勧告することもあります。大規模買付者は、独立委員会が情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

## 2. 大規模買付行為への対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であって、かつ独立委員会が新株予約権無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会は、当社取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを行い、大規模買付行為に対抗することを勧告します。この場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。新株予約権無償割当てを行う場合の概要は別紙4記載のとおりとします。なお、新株予約権無償割当てを行う場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。

### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、当社取締役会に対して、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動しないことを勧告します。この場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行うに止め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらないものとします。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、具体的には、

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
- ② 当社の経営を一時的に支配し、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなどの目的があると判断される場合

- ③ 当社の経営を支配した後、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合
- ⑤ 最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等を行うなど、当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するおそれがある買付行為である場合

のいずれかに該当し、かつ新株予約権無償割当てを実施することが相当であると判断した場合において、独立委員会は、当社取締役会に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを勧告します。この場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、独立委員会は、新株予約権無償割当ての実施について株主総会に付議することが相当であると判断するときは、その旨を勧告します。この場合、当社取締役は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、実務上可能な限り速やかに株主総会（以下「株主意思確認総会」という。）を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会において新株予約権無償割当ての決議がなされた場合には、当該決議に従い、新株予約権無償割当てに必要な手続を実施します。この場合、大規模買付行為は、株主意思確認総会において新株予約権無償割当ての実施に関する決議がなされるまで開始してはならないものとします。

### （3）対抗措置発動の中止等について

大規模買付行為に対して、独立委員会が対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを決定した後、状況の変化や当該大規模買付行為の内容に明らかな変更等が見られた場合、独立委員会は、新株予約権無償割当ての効力発生前においては新株予約権無償割当ての中止を、また、新株予約権無償割当ての効力発生後、新株予約権の行使期間の開始日までの間においては新株予約権の無償取得を、それぞれ勧告することがあります。

逆に、大規模買付行為に対して、独立委員会が対抗措置として新株予約権無償割当てを実施しないことを決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断される状況となった場合には、独立委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを勧告することがあります。

これらの場合、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重して、それぞれの場合に応じて新株予約権無償割当ての中止、新株予約権の無償取得又は新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

### 3. 本方針の適用開始と有効期間等

本方針は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を受けること<sup>4</sup>を条件として、同日より発効することとし、有効期間は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本方針の有効期間中であっても、当社取締役会において、本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、本定時株主総会における本方針の承認決議の趣旨に反しない場合（本方針に関する法令・金融商品取引所規則の改正等が行われ、当該改正等を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含む。）、独立委員会の承認を得たうえで、本方針を変更することがあります。

当社は、本方針の廃止又は変更がなされた場合には、その内容を速やかにお知らせいたします。

### 4. 当社株主の皆様・投資家の皆様にご与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、必要に応じて当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報の下で、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をしていただくことが可能となります。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記2.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向及びそれに対する当社の対応にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合及び大規模買付ルールを遵守した場合であっても、独立委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、当社取締役会に対して当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当てを実施することを勧告し、当社取締役会がこれを最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施に関する会社法上の機関としての決議を行うことがあります。当該新株予約権無償割当てにより当社株主の皆様（大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等を除く。）がその法的権利又は経済的

---

<sup>4</sup> 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数のご賛同をいただくことを意味します。

側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施することを会社法上の機関として決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施した場合、当社株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、別途取締役会が決定し公告する新株予約権無償割当ての割当期日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社により新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権無償割当てを行うこととなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた新株予約権を無償取得する場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 5. 本方針についての当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の諸点を考慮し、織り込むことにより、本方針が、本基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足するとともに、経済産業省の企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえたものです。

### (2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

上記3.にて記載しているとおり、当社は本定時株主総会において、株主の皆様のご承認を受けることを条件として本方針を発効させていただく予定です。また、本方針には、その有効期間を約3年間とするサンセット条項が付されているほか、当社取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本方針の有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本方針の発効後も、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本方針の発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している(i)当社社外取締役又は(ii)社外の有識者の中から、当社取締役会が選任いたします。

実際に当社株式に対して買付け等がなされた場合には、上記2.にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等について取締役会への勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、取締役が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するべく本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

#### (4) 合理的な客観的要件の設定

本方針は、上記2.にて記載したとおり、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものであります。

#### (5) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができるとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとしております。

#### (6) デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役任期を1年とし期差任期制を採用していないため、本方針はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

以 上

当社大株主の状況（平成25年3月31日現在）

株 主 名	所有株式数	議決権比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,170千株	9.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,589	4.82
日本生命保険相互会社	14,750	4.56
日亜化学工業株式会社	10,000	3.09
全国共済農業協同組合連合会	9,460	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	7,678	2.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	7,350	2.27
丸紅株式会社	5,308	1.64
東京海上日動火災保険株式会社	4,393	1.35
清水建設株式会社	4,128	1.27

なお、当社は自己株式を6,353,889株保有しております。

以 上

### 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している  
(i)当社社外取締役又は(ii)社外の有識者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役であった独立委員会委員が、取締役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、②に定める事項につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本方針の対象となる大規模買付行為への該当性
  - ② 新株予約権無償割当ての実施若しくは不実施（これらの事項についての株主意思確認総会への付議の実施を含む。）
  - ③ 新株予約権の無償割当ての中止
  - ④ 新株予約権の無償取得
  - ⑤ 本方針の廃止又は変更
  - ⑥ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記4.に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 大規模買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期間の決定
  - ② 大規模買付者の大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ③ 大規模買付者との交渉・協議
  - ④ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討

- ⑤ 独立委員会検討期間の延長（ただし、延長期間は30日間を上限とする。）
  - ⑥ その他本方針において独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑦ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
6. 独立委員会は、意向表明書受領後、10営業日以内に、自ら又は当社取締役会を通じて、大規模買付者から当初提供してもらいべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付する。独立委員会は、当初提供してもらった情報だけでは大規模買付情報として不足していると判断した場合には、自ら又は当社取締役会を通じて、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても適宜回答期間（60日間を上限とする。）を定めた上、大規模買付行為に対する意見（留保する旨の意見を含む。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  7. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から大規模買付行為の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
  8. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  9. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  10. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  11. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

青木 昭明（あおき てるあき） 昭和16年10月18日生

〔略歴〕

平成元年6月 ソニー株式会社取締役  
平成8年6月 同社常務取締役  
平成10年4月 ソニー・エレクトロニクス・インク（米国法人）社長兼COO  
平成12年5月 ソニー株式会社執行役員上席常務  
平成15年6月 同社業務執行役員専務  
平成17年4月 ソニー株式会社ソニーユニバーシティ学長（現職）  
平成18年2月 マイクロン・テクノロジー・インク（米国法人）社外取締役  
平成18年4月 ソニー株式会社社友（現職）  
平成19年6月 当社社外取締役（現職）  
平成23年6月 マイクロンジャパン株式会社代表取締役（現職）

※青木昭明氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役です。また、当社は、同氏を、東京証券取引所が定める独立役員に指定し、届け出ております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

伊藤 健二（いとう けんじ） 昭和25年10月5日生

〔略歴〕

平成12年6月 東陶機器株式会社（現TOTO株式会社）執行役員  
平成13年6月 同社取締役執行役員  
平成14年6月 同社取締役常務執行役員  
平成18年6月 同社取締役専務執行役員  
平成21年4月 同社代表取締役副社長執行役員（現職）

平成25年6月 当社社外取締役就任予定

※伊藤健二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に規定される社外取締役候補者の要件を満たす社外取締役候補であり、本年6月開催の定時株主総会で選任後、就任する予定です。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。また、当社は、同氏を、東京証券取引所が定める独立役員に指定し、届け出る予定です。

鳥飼 重和（とりかい しげかず） 昭和22年3月12日生

〔略歴〕

昭和50年10月 税務会計事務所勤務

昭和61年10月 司法試験合格

平成2年4月 第二東京弁護士会登録

平成6年4月 鳥飼総合法律事務所代表（現職）

※鳥飼重和氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を控除する。）の 2 倍に相当する数を上限として、当社取締役会が別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する株式 1 株につき新株予約権 2 個を上限として当社取締役会が別途定める割合で、新株予約権を割り当てる。

(3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

### 2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は 1 株とする。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、新株予約権の取得がなされる場合は取得日の前営業日までとする。

(4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある<sup>5</sup>。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

---

<sup>5</sup> ただし、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、新株予約権無償割当て後に大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数以上売却した場合、新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、新株予約権の行使を認めるものとすることがあり、その場合、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定めるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要することとする。

(6) 新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が保有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

(7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上